
建設コンサルタント業務等における
プロポーザル方式及び総合評価落札方式
に関する運用ガイドライン

(案)

平成21年5月
奈良県土木部技術管理課

はじめに

公共工事は、調達時点で品質を確認できる物品の購入とは基本的に異なり、施工者の技術力等により品質が左右されます。また、公共工事に先立ち実施される調査・設計業務についても、同様に、業務を実施する技術者の知識、経験、技術力等が成果品の品質に大きな影響を与えるところです。

一方で、厳しい財政状況のもと公共投資の削減が続けられてきた結果、公共工事に係る調査・設計業務についても、不適格業者の参入によるいわゆるダンピング受注の発生や成果品の品質低下などの懸念が高まってきたところです。

このような背景を踏まえ、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成17年3月に成立、4月より施行されました。本法律では、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないと規定されています。また、本法律を踏まえた『公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(基本方針)』（平成17年8月26日閣議決定）において、公共工事に係る調査・設計の品質の確保に関しても、価格と品質が総合的に優れた内容の契約とすることが必要と位置づけられたところです。

本県においても、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を踏まえ、平成18年度より、公共工事に係る総合評価落札制度の導入を行っており、工事の品質確保について一定の成果が認められているところです。

また、公共工事に係る調査・設計業務については、価格競争入札のほかプロポーザル方式による選定も行うことで業務の成果の品質確保に努めており、平成20年度においては、さらにプロポーザル方式の適用対象を拡大し、従来の適用対象に加えて、予定価格1000万円以上の建設コンサルタント業務等に関し原則としてプロポーザル方式により実施したところです。これに併せて、総合評価落札方式についても導入に向けて検討を行っていたところですが、国において「公共工事に係る調査及び設計に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」が作成され、平成20年度から本格導入されたことを受け、本県においても平成21年度からの導入を決定したところです。

平成21年度においては、総合評価落札方式については試行段階として位置づけ、一部の建設コンサルタント業務等で実施することとします。本ガイドラインにおいて、総合評価落札方式の試行段階で配慮すべき基本的な考え方を定め、適正な運用を図るものとし、試行にあたっては業務内容に応じて臨機応変に対応するものとし、この試行結果を踏まえて次年度以降の本格導入に向け、プロポーザル方式及び価格競争入札との区分、評価基準の見直し等を行うものとします。

目 次

- 1 プロポーザル方式および総合評価落札方式等の概要
- 2 プロポーザル方式および総合評価落札方式等の適用について
 - 2-1 適用の考え方
 - 2-2 適用対象のイメージ
 - 2-3 適用フロー参考1 H20年度との比較（業務の適用）
- 3 プロポーザル方式および総合評価落札方式の実施方法
 - 3-1 プロポーザル方式の技術提案書の特定方法
 - 3-2 総合評価落札方式の落札者の決定方法

1 プロポーザル方式および総合評価落札方式等の概要

建設コンサルタント業務及び建築設計業務（以下、「建設コンサルタント業務等」という）の契約にあたって、契約の相手側を選定・特定するための方式は、下表のとおり区分・定義します。

平成21年度では、新たに総合評価落札方式を導入（試行）します。

	契約の相手側等を選定・特定するための手続きの内容	着目点		法令上の位置づけ
Aプロポーザル方式	技術提案書の提出を求め、技術的に最適な者を契約の相手側とする手続き	技術力		地自令第167条の2第1項第2号 随意契約 特定された技術提案書の記載内容に応じて仕様を作成する
B総合評価落札方式	予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が発注者にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする手続き	価格及び技術力		地自令第167条の10の2第1項 一般競争入札（総合評価落札方式） 地自令第167条の13 指名競争入札（総合評価落札方式）
	経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して、価格及び品質が総合的に優れた者を落札者とする手続き			品確法第3条第2項
C価格競争入札	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする手続き	価格		地自法第234条第3項 一般競争入札又は指名競争入札
Dその他の方式	上記A・B・Cの方法によらない手続き プロポーザル方式によらない随意契約等がある	—		—

- ・ 地自法 : 地方自治法
- ・ 地自令 : 地方自治法施行令
- ・ 品確法 : 公共工事の品質確保の促進に関する法律

2 プロポーザル方式および総合評価落札方式等の適用について

2-1 適用の考え方

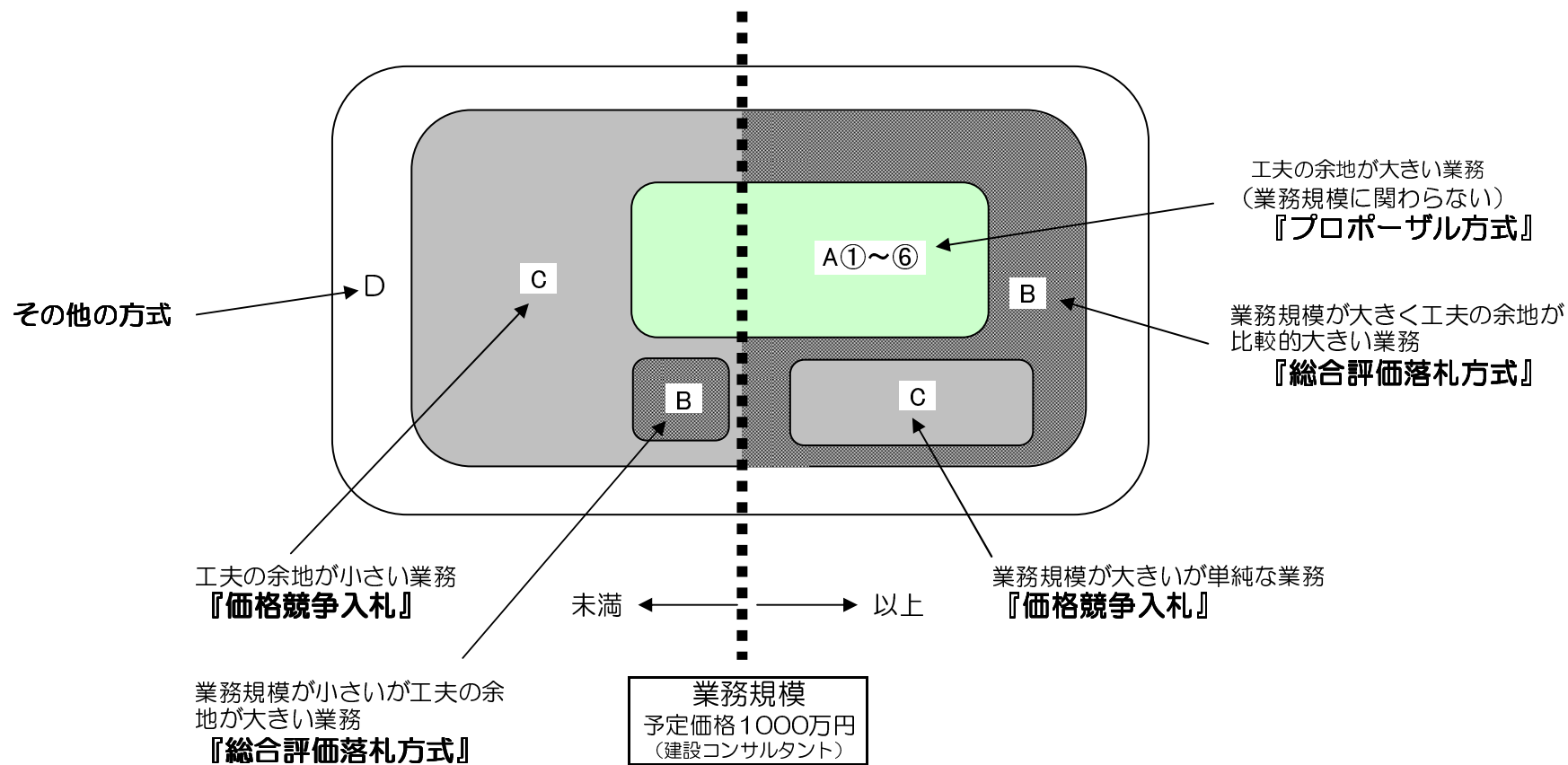
建設コンサルタント業務等の契約にあたっては、業務内容に照らして、特に高度な知識や技術力が必要とされるなど技術的な工夫の余地が大きいと判断できる業務については、業務規模にかかわらず原則としてプロポーザル方式を適用します。

また、予定価格1000万円以上の業務等について、総合評価落札方式を試行します（ただし、技術的な工夫の余地が小さいと判断できる単純な業務については、価格競争入札を適用します。）。

	適用の考え方及び適用対象業務	適用イメージ
Aプロポーザル方式	<p>○適用の考え方 業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて、仕様を作成するほうが最も優れた成果を期待できる場合（価格競争の要素を一切排除するほど、業務に求められる技術力等が高度であり、技術的な工夫の余地が大きい）。</p> <p>○適用対象 奈良県土木部プロポーザル方式実施要領第2条に規定する次の①～⑥の業務とする。 このうち、①～⑤については契約対象業務の業務内容に照らして判断のうえ適用し、⑥については特に指示があった場合に適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 積算基準及び標準歩掛がない非定型な業務（過去の実施事例等に基づき、概ね仕様（業務実施手順、予定価格）の確定が可能な業務を除く） ② 都市計画調査、環境影響調査その他複数の分野にまたがる調査等広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務 ③ 広範囲な知識を対象とする解析調査、観測、診断を要する業務 ④ マスタープランの作成等基本設計に係る業務 ⑤ 創造性、芸術性等を求められる設計業務 ⑥ その他、プロポーザル方式に基づき執行することが、適当であると土木部長が認める業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕計画策定業務 ・渋滞対策検討業務 ・基本計画策定調査業務 <p style="text-align: right;">等</p>
B総合評価落札方式 『試行』	<p>○適用の考え方 事前に業務の仕様（業務実施手順、積算基準）を概ね確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合（技術的な工夫の余地が比較的大きい）。</p> <p>○適用対象 H21年度においては、予定価格1000万円以上の業務（プロポーザル方式又は価格競争入札を適用することが適切な業務を除く。）について試行する。また、予定価格1000万円未満であっても、入札者から技術提案を求めることで業務の品質向上に寄与すると判断できる業務についても試行する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁予備設計 ・橋梁詳細設計 ・大規模な構造物（ボックスカルバート、擁壁、法面等）の設計 <p style="text-align: right;">等</p>
C価格競争入札	<p>上記によらない場合（技術的な工夫の余地が小さい）。 入札参加条件として、配置予定技術者に一定の資格等をもとめるなどして業務の品質確保を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断業務 ・工事監理業務 <p style="text-align: right;">等</p>
Dその他の方式	業務の特殊性を勘案して実施する。	

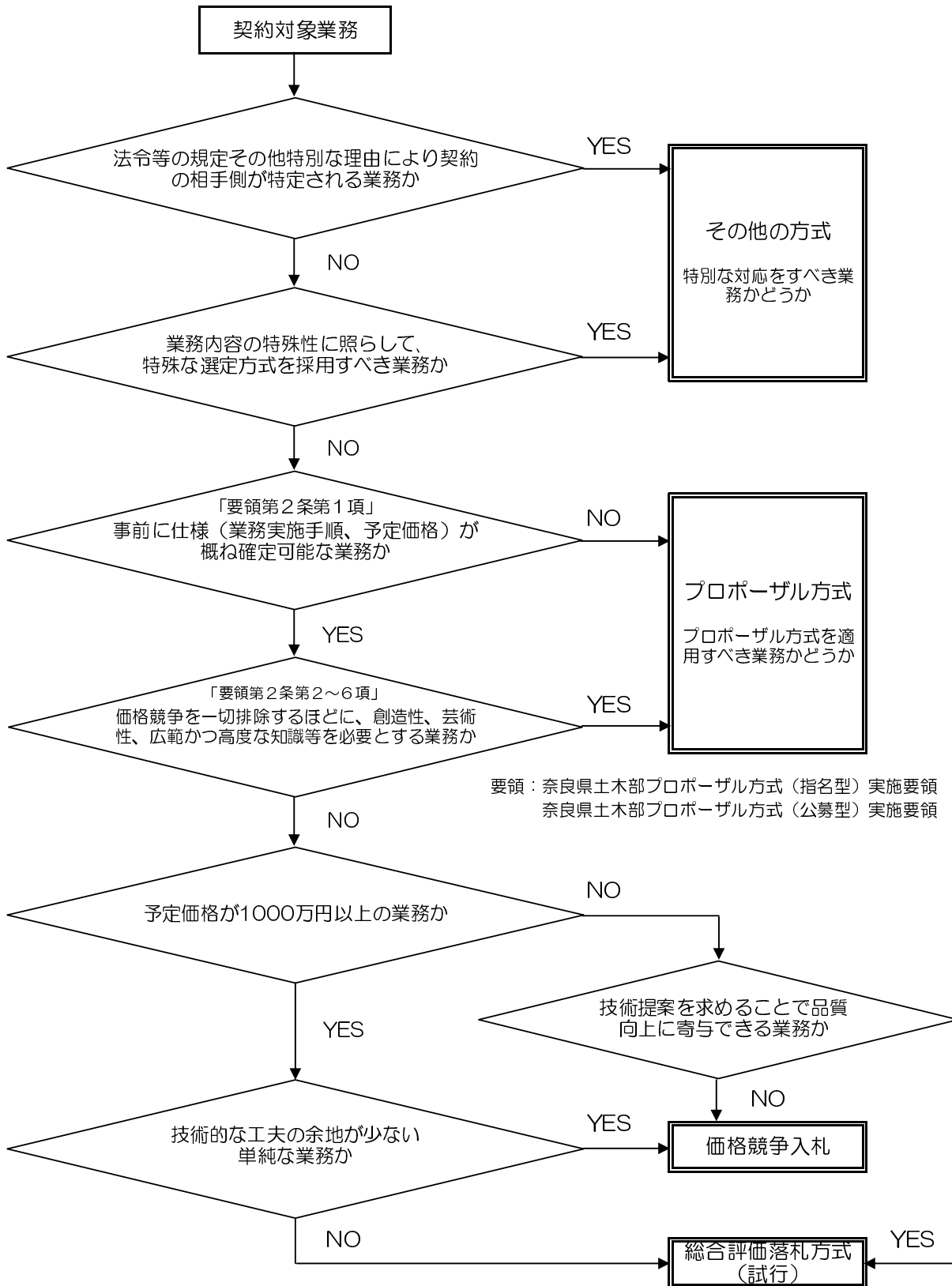
2-2 適用対象のイメージ

業務規模に応じた区分は下表のとおりとなります。



2-3 適用フロー

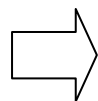
次のフローにより、適用を判断することとします。まず、プロポーザル方式又はその他の方式を適用すべき業務であるかどうかを判断し、これらに該当しない業務について総合評価落札方式又は価格競争入札を適用することとします。



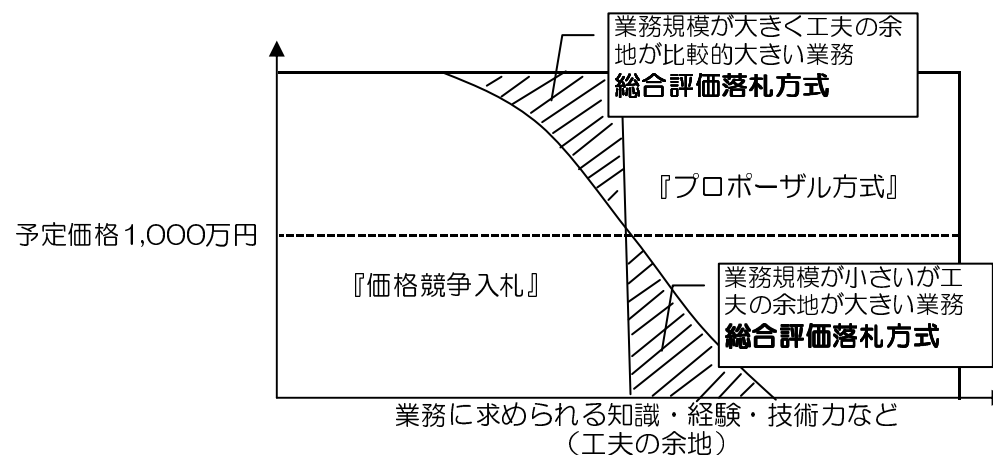
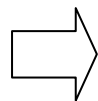
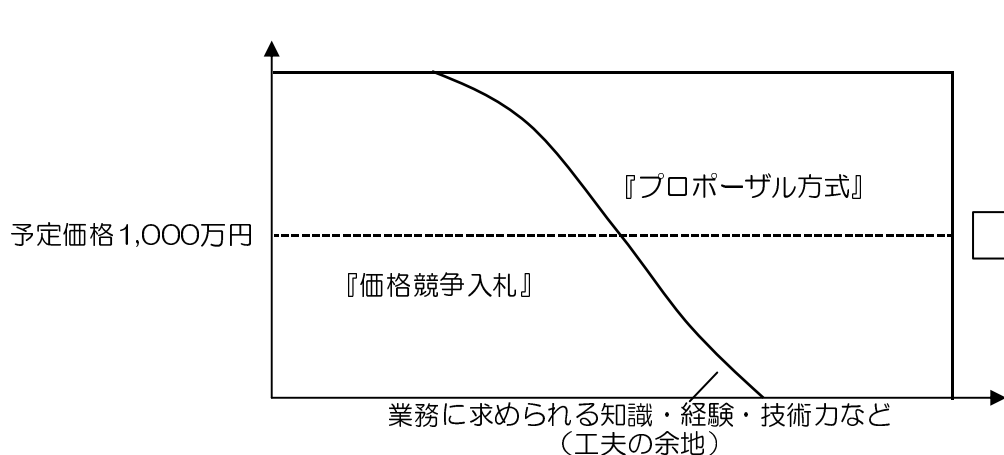
(参考1) H20年度との比較(業務の適用)

適用の考え方をH20年度と比較すると下表及び下図のとおりとなります。

H20年度	業務内容による区分
Aプロポーザル方式	① 積算基準及び標準歩掛がない非定型な業務
	② 都市計画調査、環境影響調査その他複数の分野にまたがる調査等広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とする業務
	③ 広範囲な地域を対象とする解析調査、観測、診断を要する業務
	④ マスタープランの作成等基本設計に係る業務
	⑤ 創造性、芸術性等を求められる設計業務及び高度な技術的判断を必要とする調査、設計業務
	⑥ その他、プロポーザル方式に基づき執行することが、適当であると土木部長が認める業務 ・ 予定価格1000万円(建築設計は300万円)以上の業務で実施(ただし単純業務を除く)
B価格競争入札	上記に該当しない業務



H21年度	業務内容による区分
Aプロポーザル方式	① 左に同じ
	② //
	③ //
	④ //
	⑤ //
	⑥ その他、プロポーザル方式に基づき執行することが、適当であると土木部長が認める業務
B総合評価落札方式	事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、価格の差異に比して業務の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる業務 →H21年度においては、予定価格1000万円以上の業務及び総合評価落札方式を実施することにより品質向上に寄与すると判断できる業務について試行
C価格競争入札	上記に該当しない業務



(※) 上図の面積及び長さはイメージであり、発注金額や発注件数のボリュームを示すものではない

3 プロポーザル方式および総合評価落札方式の実施方法

3-1 プロポーザル方式の技術提案書の特定方法

業務毎に決められた評価基準に基づき技術提案書を評価し、原則として評価点の最も高いものを特定とします。

3-2 総合評価落札方式の落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とします。

評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者のくじ引きにより落札者を決定するものとします。

評価値の算出方法は、次のとおりです。

① 評価値の算出方法

評価値は加算方式により算定する。

試行でも同様とする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

試行	評価値＝価格評価点＋技術評価点
----	-----------------

② 価格評価点と技術評価点の割合

価格評価点と技術評価点の割合は、業務内容に応じて次のとおりとする。

試行においては、業務内容に関わらず、価格評価点：技術評価点＝1：1で実施する。

	価格評価点：技術評価点
標準型	1:2～1:3
簡易型	1:1～1:2
試行	1:1

③ 価格評価点の設定方法

技術評価点の満点を『 α 点』とし、価格評価点の配分点を『 $\alpha/3$ 点』から『 α 点』の範囲で決定する。試行段階では、評価値算出の便宜上、技術評価点の満点を60点とし、価格評価点の満点は『 $60/3=20$ 点』から『60点』の範囲で決定する。

試行においては、価格評価点の満点を『60点』と決定する。

各入札者の価格評価点は、以下の計算式により算出する。

$$\text{価格評価点} = \text{価格点の配分点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

試行	価格評価点＝『60点』×(1-入札価格/予定価格)
----	---------------------------

④ 技術評価点の算出方法

技術評価点は、下記の計算式により算出する。

試行でも同様とする。

$$\text{技術評価点} = \text{『60点』} \times \frac{\text{技術評価の得点合計}}{\text{技術評価の配点合計}}$$

試行	技術評価点＝『60点』× $\frac{\text{技術評価の得点合計}}{\text{技術評価の配点合計}}$
----	--